

令和7年度 静岡県立掛川東高等学校「いじめ防止等のための基本方針」

1 いじめの防止等に関する基本的考え方（本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢）

いじめとは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍しているなど、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの生徒にも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての生徒に向けた対応が求められます。いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えます。また、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが心身に及ぼす影響やその他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、「いじめ防止対策推進法」に基づいていじめの防止のための

対策を行います。また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、生徒が多くの人々と関わり多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティづくりに努めます。

（いじめの禁止）

- ・本校生徒はいじめを行ってははいけません。
- ・本校生徒はいじめを傍観してはいけません。
- ・本校生徒はいじめに対して見て見ぬふりをしてはいけません。

（学校及び職員の責務）

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民等、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組みます。また、いじめが疑われる場合には、迅速かつ適切に対処し、早期解決・再発防止に努めます。

2 組織の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめと疑われる相談や通報があった場合には、緊急に会議を開催します。

（1）「いじめ防止対策委員会」の構成

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、保健主事(保健相談課長)、養護教諭、相談担当、スクールカウンセラー

※検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参画を柔軟に検討し、校長が任命します。

（2）活動内容

- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針、年間計画作成、実行、検証、修正
- ・いじめに関する相談や通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応の検討、決定、報告

3 いじめの未然防止のための対策

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた人権教育（別紙「人権教育全体計画」参照）及びキャリア教育等の充実を図ります。
- ・生徒が自主的に行ういじめ防止に資する活動に対する支援を行います。
- ・「いじめは決して許さない」という共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・警察と連携した交通安全教室や、保護者、生徒、学校職員が実施する交通安全指導等を有効に利用し、地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で子どもたちを見守る体制作りに努めます。
- ・生徒の少しの変化を見逃さず、見守っていくために、校務の効率化をはかり、生徒と向き合う時間を多く生み出すように努めます。
- ・具体的な取組については、「目指す生徒像」を共有し、生徒、職員全体で取り組んでいきます（別紙「年間計画」参照）。

4 いじめの早期発見のための取組

いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要です。学校や家庭、地域が連携し、生徒の健やかな成長を見守り、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、一刻も早く協力して対応します。

- ・職員は、生徒に気になる変化が見られたり、生徒間等で一見、遊びやふざけ等のように見えるものも含め、気になる行為があったりした場合は、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を記録し、職員がいつでも共有できるようにします。
- ・いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な次の調査を実施します。
 - 生徒対象「心身の健康調査（いじめ調査）」 年3回（4または5月、9月、1月）
 - 面接週間等の個人面談における学級担任による聞き取り調査 年2回（4月、9月）
- ・生徒及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう、次のとおり相談体制を整備します。
 - スクールカウンセラーの活用（月1回）
 - いじめの相談窓口の設置（相談員を教員で配置）
- ・相談や通報のあった事案は「いじめ防止対策委員会」を通して情報共有に努めます。
- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

5 いじめの早期解決のための措置

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、いじめ防止対策委員会において、すみやかに事実を確認します。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒や保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導及びその保護者への助言を継続的に行います。
- ・いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められることについて、保護者と連携を図りながら、措置を講じます。
- ・いじめを見ていた生徒にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・はやし立てたり、面白がったり、同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。

- ・いじめの当事者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、県教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

6 SNSなどインターネット上のいじめへの対応及び関係機関との連携

(1) SNSなどインターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうことや、発信者の匿名性、その他、発信される情報の特性等を踏まえ、SNSなどを通じて行われるいじめを防止します。不適切な情報がネット上に上がった場合は、事実の確認、情報の取り下げ、関係機関への連絡、生徒の指導等の対応を早急に行います。生徒が効果的に対処できるように、授業を通じて情報モラルの充実を図ったり、情報モラル講座等を開催し、啓発活動の推進を行ったりします。

(2) 関係機関との連携

いじめの問題に学校、家庭、地域の連携・協力だけでは十分な対応ができなかったり、解決に向けて状況が変わらなかったりする場合、関係機関と連携します。

- ・学校と警察や児童相談所等の関係機関との日頃からの連絡を密にした情報共有体制の構築
- ・医療機関等の専門機関と連携した教育相談等の必要に応じた実施
- ・人権啓発センターや法務局など、学校以外の相談窓口の生徒や保護者への周知

7 重大事態への対処

いじめにより生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校（目安は30日）を欠席することを余儀なくされているなどの疑いがある場合は、「いじめ緊急調査会」を設置し、県教育委員会の指導・支援のもと、以下のような対処をします。

(1) 「いじめ緊急調査会」の構成

校長、副校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、当該学年団、保健主事(保健相談課長)、養護教諭、相談担当、スクールカウンセラー ※構成員は事案により、県教育委員会と検討し、校長が任命します。専門的知識及び経験を有する者等第三者の参画により、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して適時、適切な方法での提供・説明
- ・静岡県教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

8 その他

いじめの未然防止、早期発見及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、本校の取組を適切に評価するとともに、次に生かします。

- ・いじめの早期発見に関する取組に関すること
- ・いじめの再発を防止するための取組に関すること